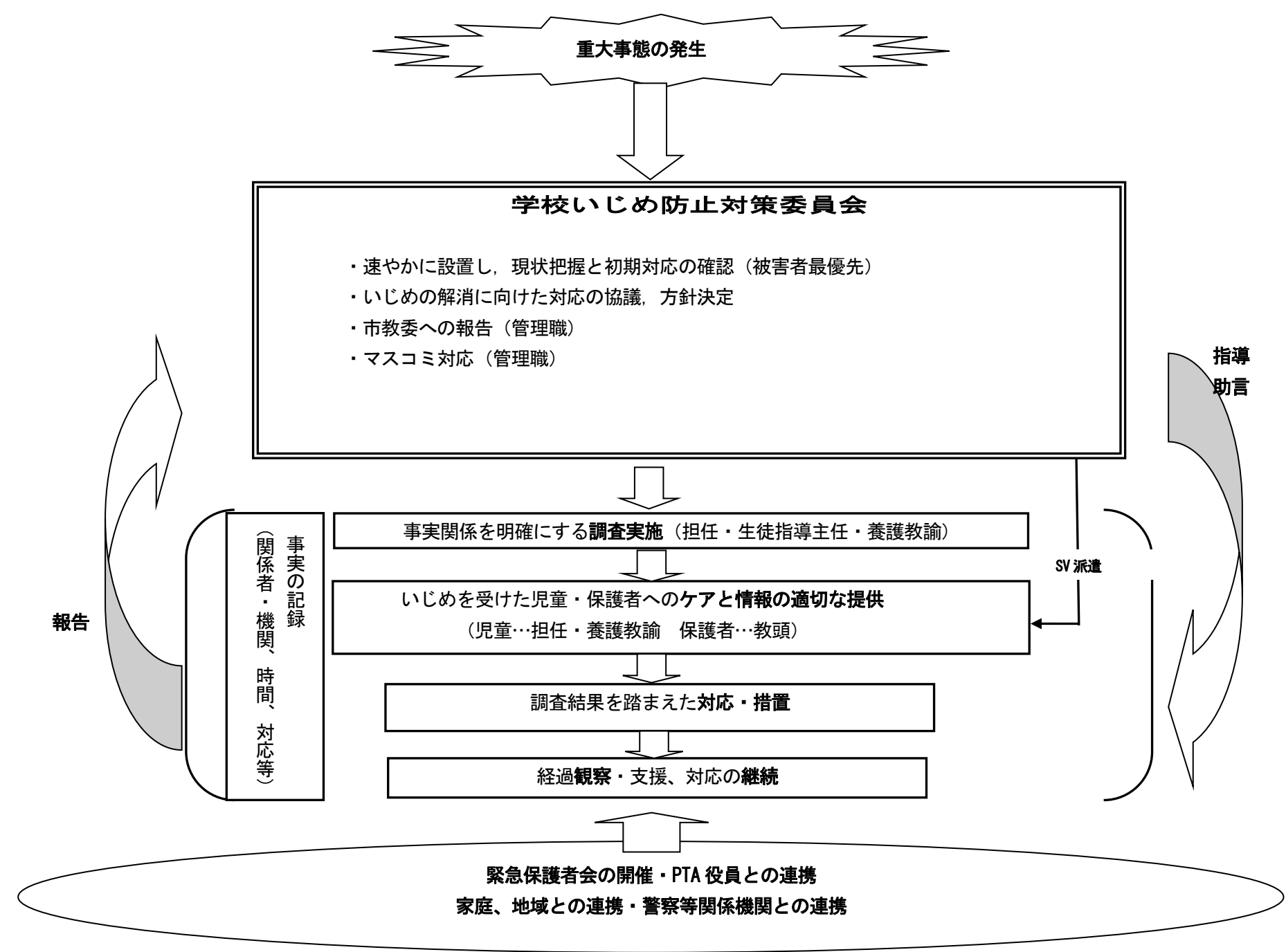




重大事態への対応（チャート図）



ネット上にいじめなどに通じる不適切な書き込み等を発見した場合

- ①プロバイダに連絡し，直ちに削除する措置をとって，被害の拡大を防ぐ。
- ②市教委に連絡し，適切な支援を依頼する。

参考 《いじめ初期対応の基本》（生徒指導推進室より）

さ 最悪の事態を想定して

最善を尽くす

再発防止への取組

し 慎重に

す 素早く

せ 誠意をもって

そ 組織をあげて（事実確認は複数で）

（下線部分は生馬小で追加）

いじめ解消の判断

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害を受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。また、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。